



女性として、判事として

去る10月25日、北海学園札幌高校との共催で、第48回法学部カフェ「アメリカで生きる：女性として、判事として」を開催した。「話し手」には、アジア系アメリカ人女性として初めてニューヨーク州判事となったトウコ・セリタさんをお迎えした。札幌に生まれ、幼い頃にアメリカに渡ったセリタさんは、公私ともに長く女性の権利と向き合ってきた。本特集では、女性が「女性」に対するステレオタイプや偏見をどう打ち破るのかということについて、セリタさんと高校生・大学生が熱く語った法学部カフェを採録するとともに、最後に、客席でカフェの一部始終に聴き入った法学部3年の木元冴香さんに感想を訊いた。



トウコ・セリタ 先生

◎話し手

トウコ・セリタさん

ニューヨーク州クイーンズ郡
最高裁判所判事代行

◎聞き手

田丸 瑞花さん

北海学園札幌高校3年生

グライナー・オリビア・咲さん

北海学園札幌高校1年生

波多野 日向子さん

法学部1年生

◎進行

樽見 弘紀先生

法学部教授

セリタ トウコ・セリタです。札幌に生まれ、5歳のときに、画家だった両親と一緒にアメリカに渡り、ニューヨーク市のブルックリン区で育ちました。奨学金を貰って大学を卒業した後は、数年の社会経験を経てからロースクールに進学しました。学生だった頃からずっと女性の権利の問題に関心を持っていましたが、いつしか女性の権利に関わる仕事に就きたい、と思うようになりました。弁護士として10年ほど働いた後、2005年に裁判所の判事になりました。私が暮らすニューヨーク市クイーンズ区のジャクソンハイツでは176の言語が話されています。この惑星でたぶんもっとも多様な文化が入り混じる地域の一つではないかと思います。アメリカで移民として成功するには、教育に加え、ある種の幸運が必要と言われますが、私の場合は、かくも多文化な地域に生まれ育つて法曹になったことが、その「幸運」かもしれません。私は2008年以降、人身売買の問題を専門に扱ってきましたが、とりわけ、「問題解決型裁判所」という新しい試みを牽引してきました。もっとも、いかなる問題もその解決にはチームワークが不可欠。例えば、私たちは現在、9つの非営利団体と協力をし、性的奴隸のような状況下にある女性に対するトリートメントサービスを提供しています。進歩的に見えるアメリカ社会においても、アジア系の女性は未だ人種差別とジェンダー差別という二つの桎梏のなかに生きてい

ます。私が判事を志した当時、ニューヨーク州内はもちろんのこと、アメリカ国内にもアジア系アメリカ人の女性判事はいませんでした。そこで、後に続く女性のために、自分自身がそのロールモデルとなるのだ、と自分に言い聞かせながらアメリカ社会で生きてきたのです。

田丸 裁判官として日々、様々な問題を抱えた女性たちと向き合う上での難しさやジレンマについて教えてください。

セリタ 例えば、裁判官としての私には、売春に手を染めた女性たちを法律の下に罰する役割があります。しかし、刑事裁判の被告人である女性たちは一面、「被害者」でもある。そうした人身売買の被害女性に更生の機会を提供することも、裁判官としての私の重要な使命です。

樽見 お話のなかで、女性たちへの更生の機会提供に際し、「9つの非営利団体」と協力し合っていることに触れられました。それはどんな団体ですか？

セリタ 私のところでは、女性たちの属性やニーズに合わせて、一つひとつがユニークな活動をしている非営利団体とのマッチメイクをしています。仲介する団体の中には、LGBTに特化し

「女性」 を 越える



田丸 瑞花さん



グライナー・オリビア・咲さん



波多野 日向子さん

た団体もあれば、韓国語や中国語を駆使しながらアジア系の女性の問題を専門に扱う団体も4団体含まれます。

グライナー 日本の司法制度にご関心はありますか？ アメリカの陪審員制度と日本の裁判員制度の違いについてはいかがでしょうか？

セリタ アメリカの陪審員制度は、有罪か無罪かを決める権限を、多様なバックグラウンドを持つ市民から選ばれた陪審員に託すという点で、被告人にとってベストチャンスな制度であると考えています。他方で、比較的歴史の新しい日本の裁判員制度の評価や評判についてはむしろこの大学の法学部の方に教えていただきたいです。

樽見 法律がご専門の館田先生、いかがでしょうか？

館田晶子（法学部教授） 日本の裁判員制度では、出席者が少なく辞退する人が多いのが問題として挙げられています。また、有罪か無罪かだけでなく、量刑も一緒に判断しますので裁判員の心理的な負担が大きいと言われます。裁判員経験者のメンタルケアも課題です。

セリタ アメリカも同じ。誰も陪審員になりたがらません（笑）。

波多野 結局のところ、どうしたら人身売買はなくなるのでしょうか？

セリタ 私もそのことをいつも自分に問いかけています。数年前、『ほんの我が家の庭先で（In Our Own Backyards）』という論文を書きました。人身売買はどこか遠い世界の出来事ではありません。ニューヨークのそこここで起きている問題なのです。人身売買を完全になくすことは難しいけれど、ごくごく普通の人たちがこの問題に关心を寄せることが問題解決のまずは第一歩です。

観客（女性） 日本でも、査証（ビザ）を持っていないがゆえに本国に送還される女性やその家族のことがときどき報道されます。日本で育った子供たちは母国に強制送還されたとしても日本語しか喋れない。こうしたことをセリタ判事はどう思いますか？



セリタ 同様のケースはアメリカでも起きています。しかし、私たちは非営利団体と一緒に人身売買の犠牲者と認定された女性たちに対する1回2時間の移民に関する相談サービスを提供しています。このサービスには、ニューヨーク市でも10本の指に入る有名法律事務所からプロボノとして派遣された弁護士などが協力してくれています。

樽見 この無償で公共と関わるプロボノ弁護士という仕組みは、日本でももっと活用されてしかるべきだと思います。

波多野 異文化環境下で日本人が発揮する強みとは何でしょうか？

セリタ 日本人の持つ無類の親切さ、思慮深さ、丁寧さ、協調性などは国際社会でもすでに評価が高い。ただ、反面、儒教の影響もあってか、日本人は個々人が自分の能力の高さを公言することを忌み嫌う傾向があります。この傾向は女性に特に顕著。例えば、私の判事という仕事は、裁判所において強いリーダーシップを発揮することが求められるのですが、私の中の日本人がときにこれを邪魔することがあります。

田丸 2つ質問があります。どうやったら女性は女性のステレオタイプなイメージを打ち破れると思いますか？

セリタ 素晴らしい質問ですね。まずは「自分のスペース」をつくる不断の努力を怠らないこと。そして、常に自分らしくあろうと考え、行動

すること。そうしていると、本当の自分の気持ちを表現したり、自分の力や多面性を表現したりができるようになります。

樽見 田丸さん、質問、2つあるのでは？

田丸 あ、もうひとつの質問は、「趣味は何ですか？」でした（笑）。

セリタ 趣味は仕事です。ウソウソ（笑）。最近、ボクシングを始めました（会場にどよめき）。私の年齢でボクシングというのは体型の維持やカロリーの制限ということもありますが、適度な運動は思考にもとても良い影響を与えてくれるものですし。

（構成：樽見弘紀）

カフェに参加して

2部法律学科3年 木元 淑香



まず、高校生や法学部生が英語で堂々と質問をしていることに驚きました。同時に、トウコさんが、質問者が紡ぎ出す言葉に一生懸命傾聴されていることにも静かな感動を感じました。「自分のスペース」をつくれ、は重い言葉です。これまで単に英語を上手くなつて世界に出たい、と考えていましたが、自分の領域とは何なのか、少しじっくりと考えてみたいと思います。

退職教員座談会



菊地 久 先生

政治学科教授(日本政治史)

新山 一範 先生

法律学科教授(商法Ⅲ)

中村 寿司 先生

法律学科教授(フランス語)

◎司会

五十嵐 素子 先生

今年度は、菊地久先生、新山一範先生、中村寿司先生が定年でご退職されます。長く北海学園大学法学部に貢献いただいた3人の先生にお集まりいただき、学園生活の思い出を振り返っていただきました。それぞれ専門分野は異なりますが、研究や教育への取り組み、学生や今後の法学部への期待など、様々な思いを語ってくださいました。司会進行は五十嵐素子先生です。

五十嵐 先生方は、今年度いっぱい定年退職されます。先生方には、20年、30年前から現在までの北海学園大学の学生との関わりについて、色々思うところがあったのではないかと思います。そこで、学生のファーストインプレッションをお伺いしたいと思います。

新山 最初の授業で覚えていらっしゃるかと思います。今の31番教室で遅れてきた学生のような人が堂々と新聞を読みはじめたんです。法人の人が見に来たのではないかと思います。

菊地 学生時代に空手部をやっていましたが、当時の本学の空手部が強かったので怖かったです。

五十嵐 1980年代の学生の雰囲気はどうでしたか。真面目、または面白い学生はいましたか。

菊地 学生は粒ぞろいでいた。

新山 2部は仕事をしている公務員が多くたですね。

中村 自衛隊や看護師の方が多かったです。その方たちは非常に熱心に勉強に取り組む方が多かったです。仕事の都合で講義を休んだときも、家で学習会を開いて、後れを取り戻していました。

五十嵐 学習に対する意欲について、80年代から90年代はどうでしたか。あの頃は、大学受験が激しかった時代に当たると思うのですが。

新山 全体としては、現在の学生の学力の方が高い印象です。90年代当時は、2部の学生の方が意欲的に勉強に取り組んでいたように思います。

中村 本を読むことに対して、あまり違和感のない学生達が多かったので、講義がしやすかったです。たまたま他学部で多人数教育をしたときは、講義に対する個人としての参加の意識や学習意欲があまり強くない子たちもいました。普段私が担当したのは法学部と人文学部の学生だったので、やりやすかったです。



新山 一範 先生

中村 採用面接で、事前に提出していた教育に対する抱負について、教壇に立って講義をするのではなく、学生と同じ高さに立って講義したいと答えたことを今でも憶えています。今年で25年ですけど、全く変わらないですね。

菊地 私が赴任したのは、バブル経済の後の1990年代後半で、私大の人気が高かった頃で

五十嵐 学生の勉強の関心が変わってきたと感じることはありますか。

菊地 バブル経済が崩壊した後は、就職先が急に少なくなることが多分あったと思うんですけど、景気が変化したのに勉強意欲はどうしたのかなっていうのはありましたね。2000年初めになると、学習意欲は1年生くらいからあり、それは変わったなと思いました。

中村 今は、公務員試験に落ちちゃっても何とかなるだろうと思う学生が多いように感じますが、バブル後はそうではありませんでした。法学部の学生の中で、公務員の勉強を一生懸命頑張らないと、というのがあったのかもしれません。勉強頑張って公務員になろうと盛り上がりしてきました。

五十嵐 ところで、学生のニーズに合わせて講義のスタイルを変更したことがありますか。

中村 私の分野は就職に有利になる分野でないので、どうなのでしょうね。学生たちは焦りながら厳しい時間を過ごしたのだろうと思うんですね。情報交換したり励ましたりしていました。だから、卒業してからも結構ネットワークは良くて、未だに食事会をしています。少人数で大学の2年間という貴重な時間を共有したという経験が、良い結果として今も残っているんですね。



中村 寿司先生

新山 私が担当している商法の分野は、公務員試験とは関係なかったのですが、金融関係を志望している学生がよく講義を受講していました。

菊地 私の分野は政治史で、講義の内容は世の中の体制にはあまり影響されません。だから、世の中のトレンドに合わせて講義内容が変わることはありますが、公務員試験とは直接関係ありませんでした。だから、学生のニーズとはちょっと合わないこともありましたね。

五十嵐 ゼミ内の学生のコミュニティや、先生とゼミ生の交流に関してはどうでしょうか。

新山 若い頃は朝まで飲んだことがあります。今ではそういうことはありません。昔の学生は、率先して幹事を引き受けてくれたのですが、今の学生は私が幹事を頼まないとなかなか引き受けられません。

菊地 40代くらいまでは学生とよく話したり、飲んだりしていたのですが、年の差が大きくなるほど学生と交流するのも一苦労です。



菊地 久先生

中村 私はそうでもありません。去年のことですが、外国書講読を履修した人が関西方面に就職したり、法科大学院に進学しました。距離が近いのでお互いに連絡し合っていますよ。

五十嵐 年齢差がある場合の大変さについてはどうでしょうか。

菊池 ゼミのやりにくさを感じことはあります。でも、ゼミ生の中に突っ走る人がいるとやりやすくなりますね。

新山 学生の感覚に合わせようとは考えませんでした。学生から見たらおじいさんの年齢なので、学生自身もどういうふうに対応したらいいかわからなくて困ってそうだなと感じています。講義に関しては、昔よりは上手くなっています。講義で取り扱うことはすべて頭の中に入っています。

中村 最近、外国語って国語教育だという気持ちがすごく強くなってきました。授業に最後までついてくる学生は、感覚や対応力や、言葉をきちんとモザイク模様みたいに組み立てて表現する世界に少しずつ馴染んで、日本語の能力がすごくよくなっています。

五十嵐 学生への授業が研究に役立ったりしたことはありますか。

菊地 ないです。学生に教えるのは最低限のことです。実証研究はしますが、そこから先生はあなたの感受性で、という意味のことを伝えます。だから、研究をしても、それを教育の場において伝えることは、難しかったですね。

新山 私もないですね。ただ、40、50代くらい

から、授業料と時間に見合うだけの講義を学生に提供しているのかを考えるようになりました。

中村 私は全学年を教えるので、学生の4年間の成長が分かります。本質的な話かもしませんが、今年日本で起きた文書偽造の問題は、エリート教育を受けた人が起こしました。組織の中で個人が誤りを指摘することは難しいですが、法学部で学ぶ人間は、ノブレス・オブリージュの精神を持って仕事に取り組んで欲しいと願っています。

五十嵐 今後の法学部に対する、期待や要望は。

菊地 大前提として、教育環境を統一することはミニマムにとどめてほしい。それは、人間は間違うからで、全員が同じ方向だと、間違っていた場合に取返しがつかないからです。大学は、一人一人の判断が尊重される教育現場で、それが許容されるべきだと思います。

新山 学生に対してですが、4年間の時間を使って、授業料を支払って勉強するのだから、一生懸命勉強しないともったいない。若い時にそうしないと何も身につきません。

中村 今こそ言いたいのですけど、大学には、形がきちんとわかるものの狭間を埋めるものに、目を向けてほしい。その狭間を上手く補って、全体としてよいものを作り上げて、そこで学べば大丈夫という意識を持てる環境が大事だと思います。偏らず、柔軟性に欠けているものを補うような環境を作ってほしい。学生に対しては、もうちょっと自分自身の好奇心を大事にしてほしい。好奇心に基づいて活動すれば、出てくる結果に對して不満を覚えることも少ないので、間違ってもやり直せるので。自分を大事にしてほしいですね。

五十嵐 ありがとうございました。

(構成:岡本直貴)



五十嵐 素子先生



岩淵 重広

会社法とその研究

私の専門は、商法、の中でもとくに会社法です。会社法とは、読んで字のごとく、会社に関するルールを定めた法律です。もっとも、会社法は、会社について定めた法律ではありますが、会社と聞いて皆さんが真っ先に思いつかれるかもしれない「働くこと」に関するルールは、労働法と呼ばれる分野のものであり、会社法の扱う対象ではありません。会社法に含まれるルールというのは、会社の運営等に関するルールです。具体的には、会社の経営者を決めたり、会社がM&Aを行う場合に、どのような手続を経たうえで、誰がそれを決めるのかというルールや、会社の行為によって、株主や債権者が不利益を受けるときにそれらの者をどのように保護するのかというルール等です。このようなルールが定められていることを指して、会社法は、会社の運営に関する権限分配や、会社の利害関係者間の利害調整について定めた法律だといわれます。

このようなルールが会社法に定められているのは、会社という仕組みが、私たち人間の作り出したビジネスを行うための器にすぎないことに由来します。会社がビジネスを行うための器にすぎないので、それを使ってビジネスを行うには、誰かが会社の行動内容を決めたり、実際に決められた内容を実行する誰かを決めたりし

会社法・私・研究

なければなりません。また、何かを決めるときに、特定の誰かの有利になるように決めてしまえるとすれば、会社という制度を安心して使うことができなくなり、誰も会社という仕組みを使わなくなってしまうかもしれません。なので、そのようなことが起きないように、ルールを設計しておく必要があります。会社法が権限分配や利害調整についてのルールを定めているのは、このような理由によります。

もっとも、会社という仕組みも会社法も人間の作った制度ですので、完璧な制度になっているわけではありません。何らかの理由から会社法の定めるルールが適切でないものとなり、会社という制度が使いにくくなってしまうことがあるかもしれません。そんなときには、会社という制度がヨリよく用いられるために、新たなルールを考えいくことになります。会社法を研究するとは、このような作業であり、言い換えれば、会社という制度をヨリ使い勝手の良いものにするための作業だともいえるわけです。

法学部への進学と会社法との出会い

私が法学部法律学科へ進学しようと思ったのは、高校生のときに、犯罪学に関する本を読んだことがきっかけです。その本を読もうとしたのは、「なぜ、犯罪は生じるのか」という点に興味があったからだと思います。読んでみると、案外、面白く、その本の著者が「法学部法律学科教授」だったので、法学部法律学科ではこういう勉強もできるのだと思い、進学しました。

しかし、入学してから実際に学び始めたことは、その本で私が知った内容とは全く違うものでした（今、思うと当たり前ですが）。大学に入ってから学び始めた法律学というものは、ある条文の解釈について、「取引の安全」等といったイメージできない言葉が決め手になり、その具体的な内容が決まっているという不思議なものでした。それはそれで面白かったのですが、「禅問答」のようでもあり、進学を決めた際に面白いと思った点との違いが大きく、法律学の勉強に対するモチベーションは徐々に下がっていき

ました。

そういった中で、会社法を学ぶことになったのですが、最初のころは、良く分かりませんでした。しかし、教科書を読んだり、ゼミに参加して勉強しているうちに、会社法の勉強が面白くなってきました。そのように思ったのは、会社法の議論では、あるルールがどのような政策的な理由から必要なのかといった点や、新たなるルールを作ることによって現状がどのように変化し、その変化にはどのようなメリット（またはデメリット）があるのかといった点がハッキリと議論されているように感じたからです。また、薦められて読んだ会社法に関する文献の中に、「なぜ、そのようなルールとなっているのか」という問題意識のもとで書かれたものがあり、犯罪学に関する本を読んで興味を覚えたような意味での「なぜを問う」ことが、会社法の議論に含まれていると感じたからかもしれません。

このようにして、会社法の勉強が面白くなつていったのですが、それと同時に、会社法の「研究」をしてみたいと思うようになりました。色々と悩んだりもしたのですが、大学院へと進学することに決め、そこで多くのことを学び、今に至っています。

私の研究

私の研究テーマは、「倒産してしまいそうな会社（「倒産局面にある会社」）に適切な行動をとらせるためには、どのような法ルールを設計すれば良いのか」というものです。この問いに答えるためには、倒産局面にある会社の適切な行動とは、どのような行動なのかという点や、適切な行動というものが仮に定まったとして、それをどのような手段を用いて実現していくのかという点等を検討する必要があり、考えなければならないことだらけです。研究が進まなくなるたびに、「倒産局面にあるのは自分だな」とつぶやきたくなるこのテーマに、悪戦苦闘の毎日です。



鹿谷 雄一

2018年4月に着任して以来、集中的に取り組んだことは、道内各所をめぐることでした。10月末には、離島を除くすべての市町村をめぐり終えました。

目的は2つありました。ひとつは拠点にする道の駅に立ち寄りながら北海道を知ること、もうひとつは各地で開催されているマラソン大会に出ることでした。数か月先のマラソン大会にエントリーするときは、地図を見ながら訪問（予定）の有無と行動できる範囲、道の駅の位置とルート、それに他の大会情報を確認し、地域が重複しないようにしました。

週末を中心にレンタカーを14回借りて延べ約9,500キロを走りました。気づかず通過してしまった道の駅が1箇所ありますが、これ以外はすべて立ち寄って、物産や観光を中心にさまざまなパンフレットやリーフレットのほか、周辺市町村を含めた地域の情報を入手してきました。道の駅をめぐるインフラ・ツーリズムとでもいすべきものです。道の駅から道の駅へ移動中は、垣間見る集落のこと、その日常のことを考えていました。

走ること、それは思案をめぐらすこと

マラソン大会はというと、胆振東部地震や台風接近の影響で中止になった大会もあり、10キロ、ハーフ、フルあわせて12大会で約240キロを走るにとどまりました。小規模な大会ほど地域色が出ていて、手作り感のある会場の雰囲気は興味深いものがありました。印象に残っているのは標津町で、参加賞としてTシャツやタオルが多いなか、新巻鮭1尾が渡されました。これには驚きました。スポーツ・ツーリズムとして地域振興の状況を確認することもけっして忘れていません。

君はなぜ走るか、と思っていることでしょう。

博士課程に進学する際、このままで机の周りで生活することになるという危機意識をもつたことから始まります。高校時代までは部活と体育だけは頑張る生徒でしたから、学部時代、修士課程時代に運動をほぼしなかったことに違和感がありました。そこで何ができるかを考えたとき、消極的理由からランニングを選びました。モチベーションを維持しないといけませんので、1年後にフルマラソンを走ることを目標にして始めることにしました。

体力と健康の維持が主目的ですから、タイムよりは長く続けることを考える必要がありました。物事をいったん始めると最後までやり遂げる性格ですが、なかなかそういうものはありません。怠け癖もあるため、頻繁に大会に出ることで日常にすることにしました。フルマラソンは最低でも年1本、ここ数年は年4本の頻度で走っています。ちなみに、北海道マラソンには2015年から毎年出場しています。

ランニング中はいろんなことを考えています。行動のパロメータ的役割をもっています。走り終えたときに思いついたことが記憶に残っていれば、実現に向けて取り組むようにしています。そうでなければ、いいアイデアだと思っていたとしても、無理に思い出そうとはしません。

ランニングの効果はいくつかあります。中学高校時代のタイムと大差がないこと（長い距離は嫌で手を抜いていたからですが）に加え、何

より、週末に動き回ることが苦でないということです。

研究所で研究員をしていたころ、週末を利用して、都道府県立図書館（記憶をたどると、大阪だけは市立図書館でした）で資料収集を行っていました。当初、都道府県が発行した資料を用いて資料づくりをしていたのですが、内容の質に大きな隔たりがあったりしたために、満足できる資料がつくれないということがありました。そこで、すべての都道府県立図書館の郷土資料コーナーで探すということを思いついたのです（その後、全国の地方紙のマイクロフィルムをそれぞれ約10年分確認するという気の遠くなる作業も経験します）。

図書館では、開館から閉館まで水分とアメぐらしからず、配架されている棚の前で分厚い市町村史や行政資料などを端から順番に手にして、腕の筋肉を追い込み切りながら内容を確認しました。そして必要なものをコピーするという作業を繰り返しました。次々と複写申請手続がされていくわけですから、図書館職員にとっては嵐のような週末だったと思います。閉館（退館）後は、その日のうちに複写した資料の確認と分類をしました。

確認と分類を終えた時点で夕食（郷土料理）をとれるようなところではなく、そのまま寝るだけのことが多かったです。日中の限られた時間を有效地に活用するためとはいえ、ホテルの朝食にある郷土料理と開館前に街を散策することが土地の雰囲気を感じるわずかなものでしたから、図書館をめぐるインフラ・ツーリズムとしては失敗だったかもしれません。

ランニングが研究と健康の両面において私を支えています。冬は少々もどかしいところがありますが、雪解けが待ち遠しいところもあります。2巡目の計画を練り始めています。市役所・町村役場を拠点にしてじっくりと街中をみてまわることを考えています。

（法学部准教授：地方政治論担当）



やまもと じゅんぺい
山本 順平 さん
(クール・ド・リオン経営)

——今回はなんと、すすきのでバーを経営するOBのご紹介です。山本さんがバーを経営することになったきっかけは何ですか？

もともと2年ほど、社会科担当の高校教師を勤めていました。社会科と体育の免許を持っていますが、本当にいたかったのは体育の先生でした。教職免許をとるために、他大学にも通いましたが、とにかく学費を稼がなければなりません。それで、バーでアルバイトをしていたときに、人生の師と呼べる人にお会ったんです。でも師匠はバーの修業をし直すと言って、お店を閉めて銀座へ行ってしまった。そこで私が、高校教員を辞めて、師匠のお店を引き継いだんです。

——バー経営の他に、進めている事業などはありますか？

すすきのでバーを2件経営する他に、「リバリュー北海道プロジェクト・ミライエ」というプロジェクトを進めております。主に第一次産業の支援をする団体です。例えば、売り物にならないトマトがあれば、こちらで引き取って加工して、飲食店に届けるといったようなことです。天塩町で海産物の加工工場も立ち上げました。「ゼロに価値を付ける」がコンセプトです。ミライエ

では、「鴨々川ノスタルジア」という団体を立ち上げて、北海道の開拓史や伝統芸能を次世代に伝える活動を行っております。北海道のプロスポーツ団体の支援もしております。

——とても手広く事業を展開されておりますね。ご苦労も多いのでは？

お店にはもちろん経営の波があります。ミライエの方は、登録店舗数が50店ほどあるんですが、とにかく人集めが大変です。自分はいろいろやりたいんですが、いわゆる仲介マージンを受け取らないので、なかなか利益にも繋がらない。北海道中を一人で走り回っているので、体も大変です。時間が足りないです。

——今後の目標は？

とにかく北海道を盛り上げたいです。プロジェクトを立ち上げたからには、その物産の運送ルートも確保したい。北海道は人口も減っているし、地域を繋ぐ交通網もこのままでは危ないから、地域はどんどん見捨てられます。そこで今考えているのは、廃線になる鉄道網を利用することです。各地域にマイクロ発電所を作ることも考えてます。その土地に合わせた電力源を使う。すすきのでも、バイオマス発電ができますよ。廃ビルで牛を飼ったり。

——非常にスケールが大きい話を聞くことができて、感動しました。山本さんがやっていることは、バー経営にとどまらず、まさに「プラットフォーマー」としてのご活躍ですね。そして、その拠点となるここはとてもいい雰囲気のお店です。改めて、是非また山本さんからお話を聞きに来ようと思います！ それでは、次のお友達をご紹介ください。

はい。次は、「北大にセイコーマートを作った人」こと、越前圭伍（こしまえ けいご）さんを紹介します。

——ありがとうございました！

(次号に続く)
(構成：岡本直貴)

2019年度 法学部各種入試一覧

社会人特別入学試験

Ⅱ期(面接・小論文)

募集人員：2部法学部 面接 15名 小論文 10名
出願期間：2019年2月13日(水)から

[郵送] 2月21日(木) 消印有効
[窓口] 2月22日(金) 午後4時締切
試験日：2019年3月2日(土)

* 法学部1年次入学試験は、学部単位で募集します。所属学科(法律・政治)は入学後1年次末に決定します。

法学部編入学試験 (3年・2年次編入)

募集人員：

[3年次] 1部法律学科 推薦を含め20名
1部政治学科 推薦を含め20名
2部 若干名

[2年次] 1部・2部 若干名
出願期間：2019年1月15日(火)～1月25日(金)
試験日：2019年2月16日(土)

出願資格、必要書類などについてのお問合せ先

[社会人特別入試]
入試部
電話 011-841-1161

[それ以外の入試]
法学部事務室
電話 011-841-1161 (内線2228)
FAX 011-824-7729

教員動向

●平成30年4月1日 採用

鹿谷 雄一(准教授)
高橋 義彦(准教授)
井上 謙(講師)
岩淵 重広(講師)

●平成31年3月31日 退職予定

菊地 久(教授) ※平成7年入職
中村 寿司(教授) ※平成5年入職
新山 一範(教授) ※昭和56年入職